

令和元年度 第2回 千代田区景観まちづくり審議会 会議録

日 時：令和元年9月24日（火）午後2時00分～午後3時37分

会 場：千代田区役所8階 第1委員会室

出席委員：西村幸夫（会長） 大江新（副会長） 鈴木伸治 池邊このみ 三友奈々
坂本真一 重松真理子 内河英臣 樋口郁子 石田勝彦 大島由子
飯島和子 池田ともり 小野なりこ 林則行
（敬称略）

出席区職員：松本環境まちづくり部長
大森まちづくり担当部長
山下環境まちづくり総務課長事務取扱 環境まちづくり部 参事
佐藤地域まちづくり課長
印出井景観・都市計画課長事務取扱 環境まちづくり部 参事
和田景観指導係長

配布資料：①景観まちづくり審議会 次第
②景観まちづくり審議会 座席表
③景観まちづくり審議会 名簿
④資料1-1 景観まちづくり計画（素案）
⑤資料1-2 景観まちづくり計画（素案）概要版
⑥資料2 審議会委員の意見と区の考え方
⑦資料3 景観まちづくり計画策定スケジュール
⑧参考資料1 景観まちづくり計画のポイント
⑨参考資料2 現行計画と景観まちづくり計画の体系図

1. 開会

【印出井景観・都市計画課長】

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、令和元年度第2回千代田区景観まちづくり審議会を開催したいと存じます。

私は進行を務めさせていただきます、事務局の景観・都市計画課長の印出井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況をご報告申し上げますが、伊藤委員、中津委員から、あらかじめご欠席の連絡をいただいております。また、大島委員におかれましては遅れて参加という形でご連絡をいただいております。ということで、景観まちづくり条例施行規則第19条第2項の定足数を満たしているということで、審議会は成立することをご報告申し上げます。

また、本日は傍聴者が1名いらっしゃっております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

資料でございますけれども、一番上に審議会の次第がございまして、おめくりいただいで座席表、名簿、それから、資料1-1といたしまして、冊子によります、本日、素案としておまとめ、ご議論いただきたい計画（素案）と資料1-2ということで、A3になりますけれども、それを概要版としてまとめて、一覧でまとめたものでございます。

資料2といたしまして、前回の審議会の際、あるいはその後に意見を書面でいただいたものがございますので、それにつきましての区の考え方ということでございます。

資料3が、A3になりますけれども、まちづくり計画策定のスケジュールということでございます。

参考資料1といたしまして、A4横になっておりますけれども、本日、後ほど若干の振り返りということで説明をさせていただきます、計画のポイントということで参考資料1と、それから、参考資料2が、現在の計画、さまざまなガイドラインと今後の比較という形で、体系図の新旧比較というものになってございます。

机上にございますでしょうか。不足等あればと思いますが、よろしいでしょうか。

※不足等なし

【印出井景観・都市計画課長】

それでは、ここからの進行につきましては西村会長にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【西村会長】

それでは、よろしくお願ひします。

本日は、今、事務局からありましたように傍聴者がいらしております。本審議会は傍聴者の方にも意見表明の機会を設けておりますので、お席に用意してある用紙へ、審議案件の終了時まで意見の要旨をまとめていただいて事務局に提出いただければ、内容により、私のほうで要旨を読み上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2. 審議事項

景観まちづくり計画の策定について

- ①景観まちづくり計画（素案）について
- ②今後のスケジュール

【西村会長】

それでは、議事を進めたいと思います。

本日の議事は、資料1-1でありますように、景観まちづくり計画の策定に関して、今年になって景観行政団体になれたということで、晴れて法定の景観計画、千代田区では景観まちづくり計画と言っておりますけれど、これを立てることができるということで、その素案の審議です。

今日、審議していただいた後、パブコメにかけて、そしてもう一度この審議会で審議して、最終の審議会としての提案としてまとめるということで、意見の機会が2回ありますけれど、かなり重要な機会ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事は一つですね。景観まちづくり計画の策定についてということで、事務局から説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

【和田景観指導係長】

千代田区景観まちづくり計画につきまして、ご説明いたします。

景観・都市計画課の和田と申します。よろしくお願ひいたします。

前回、景観まちづくり計画のたたき台につきまして、ご説明いたしました。本日は計画のポイントをご説明した後、前回からの修正点につきまして、ご説明させていただきます。

まずは、計画のポイントにつきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、

参考資料1のほうをお手元にご用意願います。

まず、2ページ目でございますが、現在の千代田区景観まちづくり行政と将来の比較表となっております。

まず、根拠等につきましては、これまでは区の自主条例のみの景観協議、指導であったところ、景観法に基づく協議、指導、さらに条例に基づく上乘せの指導、具体的には事前協議の明確化などを図っていくところでございます。また、法に基づく指導につきましては、形態意匠につきまして事業者等に変更命令が可能となります。

続きまして、景観まちづくりの目的や景観協議の特色につきましては、これまでも景観法に先駆けて景観行政に取り組んできた経緯もございまして、今後もそれを継承してまいります。特に景観協議の中では、千代田区ならではの特徴といたしまして、キーワードを用いた指導をしてきまして、これは学術的にはパターンランゲージといいますが、これを活用した景観指導を引き続き行ってまいります。

続きまして、景観まちづくりの地域区分でございますが、現行では「美観地区」と「その他地域」の2地域区分のみとなっておりますが、今後は3地域・3重点地区に区分してまいります。

また、界限につきましてはガイドラインを作成し、強化を図ってまいります。

これにつきましては、恐れ入りますけれども4ページ目をご覧くださいと思います。

変更前のこれまでににつきましては、美観地区、これは美観地区ガイドプランで示された地域となっておりますけれども、こちらの地域とその他地域で区分されておりましたが、今後は美観地域、麴町地域、神田地域の三つの地域、それから重点地区としまして美観地域は全てが美観地域重点地区、麴町地域の中では外濠重点地区、神田地域の中では神田川・日本橋川重点地区を指定しまして、地域特性に応じた景観形成基準を定めまして、景観指導を行ってまいりたいと思っております。

なお、対象建築物につきましては、これまでは高さ10メートルを超える建築物を対象としておりましたが、今後は三つの重点地区につきましては、高さ10メートル以下も含め、全ての建築物を対象にすることを考えております。

恐れ入りますが、2ページ目に戻っていただきまして、最後、屋外広告物につきましては、これまでは美観地区の一部のみにつきまして指導してまいりましたが、今後は美観地区だけでなく、一定規模以上の広告物を全域で対象としてまいります。

なお、屋外広告物のガイドラインを今後策定しますので、運用はガイドライン策定後と想定しております。

恐れ入りますが、7ページをご覧くださいと思います。

景観計画のポイント(4)屋外広告物の景観誘導でございますけれども、屋外広告物のうち、デジタルサイネージにつきましては近年普及しているところでございまして、こちらのほうの広告物につきましては、一定の基準というものを設けていきたいというふうに思っております。

また、その二つ下の特定屋内広告物、これは建物の中から外に向けて掲出される広告物ですけれども、こちらの実態として広く普及しておりますので、一定の景観誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

先ほどの一覧表の2ページは以上でございまして、続いて3ページでございます。

景観まちづくり計画の位置づけにつきまして、ご説明させていただきます。ここでは、景観まちづくり計画はさまざまな計画と整合を図っていくものであるとともに、別途、ガイドラインを拡充していくといったところを示した図となっております。

ここでまた、恐れ入りますけれども、参考資料2のA4の資料をご用意いただけますで

しょうか。

新たな景観まちづくり計画は、これまで運用してきました1998年策定の千代田区景観形成マスタープランや美観地区ガイドプラン、それから外濠地区景観ガイドプランなどを整理し再構成するものであります。また、従前の景観行政団体である東京都の景観計画の内容の一部も引き継ぎながら拡充していくものでございます。これを具体的に運用していくために、景観まちづくり計画策定と連動しまして各種ガイドラインを策定してまいります。

なお、千代田区屋外広告物景観ガイドラインにつきましては、詳細な検討作業を今後実施していくため、景観まちづくり計画策定後、1年程度の期間を要するものと想定しております。

また、先ほど申し上げた千代田区の景観キーワード集としまして、千代田区景観形成マニュアルというものがございます。こちらにつきましては、時代に合わせまして見直しを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、参考資料1のほうに戻っていただきまして、10分の9ページ、景観計画のポイント（5）景観資源等の保全・活用の方針でございます。

こちらにつきましては、表の4行目、現行条例の景観まちづくり重要物件を今後も継続しながら、ランドマーク性の高いものなどを、3行目の景観法に基づく景観重要建造物に移行していくことを検討してまいります。特に民間の建築物につきましては、相続税の減免などにより世代間の継承を促すなどの取組と、維持管理における支援の両立などを目指していくということになります。この検討につきましては、一定程度の時間を要するものと考えております。

以上が景観まちづくり計画のポイントとなりまして、参考資料1の説明は以上でございます。

続きまして、景観まちづくり計画の前回からの主な修正点につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料1-1の冊子をご用意いたします。

前回からの修正点につきましては、赤字で表示しております。修正点につきましては、前回の景観審での意見や景観審後の学識経験者などからの意見を踏まえ、修正を行ったものであります。なお、細かい表現の修正や全角、半角の統一などの修正も赤字で書かれておりますので、本日は主な変更点のみ説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の32ページをご覧ください。地域1、美観地区の景観形成基準でございます。

建築物の景観形成基準といたしまして、目標別基準と項目別基準の表に分類しております。ここで美観地域のみの特筆する内容を黒のダイヤモンドで示し、後ほど出てくる麹町地域や神田地域にも共通する内容は、他地域共通の基準としまして白丸で示しております。以上、見やすさの面で改善を図らせていただきました。

具体の記載につきましては、項目別基準の表の形態・意匠・色彩の三つ目ですが、屋外階段は通りなどの公共空間から見える位置には設置しないように配慮することであったり、丸の四つ目、バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機が公共空間から見えにくい構造、意匠とするよう工夫すること。こういった表記を専門家からの意見をもとに修正を加えました。

ちなみに、千代田区景観キーワードでは、目立たない設備というようなキーワードが協議の中で頻繁に使われておりまして、千代田区の景観協議でも特に重視する項目の一つでございまして、なるべく明確な表現ということに配慮したところでございます。

【印出井景観・都市計画課長】

今の点でちょっと1点補足なんですけれど、今、専門家と申しあげましたのは、この審議会の学識経験者の先生と、あと景観アドバイザーの意見を聞いた。全く場違いからの意見ではございませんので、そこをちょっと補足させていただきます。

【和田景観指導係長】

続きまして、40ページの麴町地域につきましても、概ね同じ視点で修正を行っております。

また、45ページは外濠重点地区の景観形成基準。

52ページは神田地域の景観形成基準。

58ページ、神田川・日本橋川重点地区も同様の趣旨で修正を行っております。

続きまして、74ページをご覧くださいと思います。

先ほどもご説明しました景観まちづくり重要物件、あるいは景観重要建造物の記載をしているページとなっております。

景観まちづくり重要物件の指定の方針につきましては、区民の活動による視点も必要という学識経験者の意見であったり、区からの、例えば広報などの情報発信による周知も必要であったりというような視点で、それぞれ追記しております。また、景観重要建造物に新たに指定する建築物等につきましては、これまでの景観まちづくり重要物件に指定するというのが基本ということで、記載を追加しております。

続きまして、81ページをご覧くださいと思います。

先ほどもご説明いたしました屋外広告物におけるデジタルサイネージにつきまして、記載を追加しております。このデジタルサイネージにつきましては、近年普及しておりますので、区の景観の窓口にも、設置したいというような相談が増えてきている現状です。しかしながら、文字や映像が動く広告物というのは景観に与える影響が大きいとも考えております。

今後の方針につきましては、旧美観地区や風致地区では原則設置しないなど、基本的な項目を本景観まちづくり計画に載せつつ、詳細につきましては、今後、屋外広告物景観ガイドラインの検討を進めてまいりますので、今回の景観審であったり景観アドバイザーにも意見を聞きながら、地域性も加味し、適切な景観誘導を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、82ページにつきましては、10. 2. 5. で特定屋内広告物の記載を追記しております。

これにつきましては、屋外広告物と同様の基準を考えておりまして、そのような表現を追記しております。

続きまして、89ページをご覧くださいと思います。

第11章、景観まちづくり協議・届出でございまして、届出の対象であったり規模というものの表の一部を修正、追記しております。

まず、対象の建築物につきましては、景観協議の中で、先ほどの重点地区につきましては全ての建築物を対象にするということで、ただし、工事現場事務所であったり、仮設選挙事務所というものは対象から外すというようなところを記載しております。

また、3行目の工作物につきましては、仮設工作物というものは対象から外していこうと。ただ、1年以上設置する工事用の仮囲いというものは対象に入れるというようなところの記載をしております。

また、一番下、特定屋内広告物につきましては、対象は表示、設置でございますけれども、協議の対象といたしまして、旧美観地区の屋外広告物禁止区域内と風致地区につきまして、協議の対象というところを考慮しております。

次の90ページにつきましては、いつまでに協議しないといけないとか、そういったところを一部追加しております。

続きまして、101ページをご覧くださいただければと思いますが、13章、景観まちづくりの推進方策でございます。

101ページ以降、13章全般につきましては、前回は黒字で書かれましたタイトル部分の記載を、今回は内容を盛り込んだ記載を施しております。

101ページ、13. 1. 景観マネジメントシステムの構築につきましては、よくありふれた表現であります、PDCAの考え方につきまして記載してございまして、特に②運用結果の評価に重点を置くといった記載をしております。

続きまして、102ページ、13. 2. 推進体制の充実でございます。

これまでも実施しておりますが、景観まちづくりの推進体制としまして、景観まちづくり審議会、あるいは景観アドバイザーの活用を充実していくこと。

また、13. 2. 3. 区境の大規模建築物など、隣接区との連携も、今回、景観行政団体になったということもございまして、より重要であるといった認識を持っております。

続きまして、104ページ、13. 3. 支援制度の整備についてです。

13. 3. 1. 景観まちづくり協議会等地域まちづくりの支援といたしまして、地域のまちづくり活動や景観重要建造物指定に向けても、景観アドバイザーの派遣など、地域の状況や意向に沿いまして対応してまいりたいと考えております。

また、景観まちづくりの情報提供といたしまして、例えば景観まちづくり広報紙というものやシンポジウムなどの開催、また優良な建築物に対する表彰制度などを必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

最後、107ページからが用語集でございまして、109ページのところに新たにデジタルサイネージであったり特定屋内広告物の用語の説明を追加したところでございます。

続きまして、恐れ入りますが資料2をご用意いたします。

こちらにつきましては、前回の景観まちづくり審議会開催後に委員の方からいただいた意見でございます。こちらのご意見のうち、幾つかは取り入れさせていただいてございまして、1枚目の2行目、第1部第2章、2. 1. 目標5のところでございますが、樹木のライトアップにつきまして、生態系への影響から推奨すべきでないという趣旨で、特に千鳥ヶ淵の桜のライトアップにつきましては一時期だけのイベントなので、本編の資料1-1、本日の資料では21ページになるんですけども、こちらの右下の写真というのは、一過性のものということで望ましくないという意見でして、確かにそういった趣旨もございまして、こちらの写真は、例えば別のライトアップの写真に見直しを図っていく予定でございます。

また、先ほどの資料2の意見の2ページ目の上から三つ目の意見につきまして、東京駅の特別眺望に関わる眺望点についての意見でございまして、行幸通りの皇居側の桔梗交差点というところがあるんですけども、そちらからの眺望というのが重要だといったご意見でございます。ただ、東京駅の特別眺望点といいますのは、東京都景観計画を引き継いでいるために変更はできないんですけども、新たな眺望点といたしまして、桔梗交差点を追加いたしました。

新たに追加した眺望点は、本編資料1-1の30ページに記載しております。ちょっと見にくいんですけども、ご意見を踏まえまして、眺望点というのを一つ追加させていた

だきました。

このほか、例えば3ページの二つ目、大型ビジョンの意見だったり、屋内広告物に対する規制が必要というご意見でありまして、これは先ほどもご説明いたしましたご意見も踏まえ、区としても一定の基準を設けさせていただく方向で、素案にも載せているところがございます。

以上が、資料1-1の景観まちづくり計画の主な修正内容でございます。

最後に資料3、スケジュール表をご説明させていただきます。

本日、9月24日、景観審の議論を経まして、今後、素案を決定させていただきたいと思っております。

この間、団体等ヒアリングにおきまして、本計画に密接に関わりのある団体、具体的には建築士事務所協会や不動産協会などに説明を行っております。また、地域といたしましては今後、各連合町会の会議に、都市マスの改定とともに景観まちづくり計画の概要説明をさせていただき予定となっております。

その後、パブリックコメントを10月下旬より開始させていただき、パブコメの期間は3週間を予定しております。また、同時期に公聴会も予定しております。

その後、12月に景観審を再度設定させていただきまして、1月に都景審でもご意見をお聞きし、年度内での計画決定を予定しております。

あわせて、一番上ですが、現行の景観まちづくり条例の改正も、区議会での審議をいただきながら進めていく予定でございます。

なお、景観まちづくり計画の運用につきましては、来年4月から数カ月間の周知期間を置いた後、7月ごろから運用開始を予定しております。これにあわせまして、具体の指導方針となる界限別・重点地区ガイドライン、表の一番下のほうになりますけれども、こちらの策定も来年7月に向け取り組んでまいります。

一方、屋外広告物景観ガイドラインにつきましては、来年度に具体の検討を進め、再来年度の運用を目指してまいりたいと考えております。

以上で、景観まちづくり計画の策定に関わる説明を終わらせていただきます。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご意見、ご質問等伺いたいと思います。いかがでしょうか。

飯島委員、お願いいたします。

【飯島委員】

今ざっと伺いして、屋外広告物などを非常に取り上げて、いいなと思うんですけども、私が景観まちづくりの中で一番ぱっと思い浮かぶのは、高さの問題が非常に気になって、とりわけ千代田区では、その問題が大きいと思うんですね。新しい計画には、それが入れ込まれるのかなというふうに思いました。それでよく読んでみると、高さについては景観資源が引き立つような配慮、高さというのが随所に出てきます。非常に抽象的だと思うんですね。具体的に出てくるのは、特別眺望景観保全区域ということで、東京駅と国会議事堂、ここは具体的に高さというのが出てきているのではないのかなと思うんですが、そのほかは非常に曖昧だと思うんです。

計画に、外濠も含めて、高さというのを具体的に盛り込むということは不可能なことなんでしょうか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

高さにつきましては、各地域、重点地区の景観形成基準、例えば美観地域の形成基準であれば本編、この冊子のほうの32ページにございますけれども、その中の下の表、黒丸で項目別基準というところがあります。その中で高さについての基準として示されております。これは各地域に記載している。これをもって非常に一般的、抽象的というような指摘なのかなというように思うんですけれども、景観面での指導という意味でいうと、周辺のスカイラインとの調和というところになるんだらうなというふうに思います。

一番いいのは絶対高さの制限ということの意味合いであるとする、やはり都市計画の高度地区ですとか、あるいは地区計画における高さ制限ですとか、あるいは景観地区における高さ制限と、別の都市計画手法を使っていくということになると思います。ただ、我々としてもこういう高さに関する地域特性に応じた基準を示す中で、建築計画についての指導を図っていくというところで今も運用していますし、今後も基本的にはそういう運用の仕方になるのかなと、そういうふうに理解しております。

【西村会長】

ということですが。

はい、どうぞ。

【飯島委員】

外濠重点地区についても、この中の43ページ辺りで触れられておりますけれども、千代田、港、新宿の3区で外濠保存管理計画書というのがつくられて、高い高層のものというのはいかがなものかという、そういうものが出されていましてけれども、一つ、ぽんと突出したものが建つと、もうそこにスカイラインを合わせるという形で、どんどん進められてきている経過もあるわけですね。ですからスカイラインを合わせるというのも、一番初めにいろいろな意見があっても、強引につくったものが、そこに合わせるという形でどんどん進んでしまうという、今までの経緯があると思うんですね。そういう中で、どういうふうに考えていったらいいんだらうかということ、いつも私は疑問に思っているんです。

そういう中で、経済活動の問題とか、そういう背景、社会背景もあるとは思いますが、やはり景観の面から正していくという、その視点がとりわけ、この計画、あるいは審議会では必要ではないかなと、いつも強く思っているんですね。その点でお伺いしたわけなんですけれども、ちょっと今のご答弁では、私自身は納得はできないんですね。

【西村会長】

どうですか。一つ高いのができ上がると、それがスカイラインの既成事実になって、それに合わせるということになってしまうのではないかという意見ですけれど。

【印出井景観・都市計画課長】

今のご指摘のところ、一つ、一般的な高さについての形成基準というのはそういう形

になっていますよというお話を申し上げたところでございますけれども、具体的に外濠であれば、外濠における45ページの高さのスカイラインだけの記載があるかなと思うんですけども、別途、外濠には外濠に沿って眺望地点という形で設けられておりますので、眺望地点についていうと、例えば71ページの類型Cにあるような、対岸からの眺めについての配慮を求めるということも、当然、景観指導の中ではございます。ただ、我々としてはそういう、多分、飯島委員とかなり方向感としては重なるような指導をしながらも、絶対高さをここでもって最終的に規制するという立てつけにはなっていないところなので、その辺りの仕組みとどう調和をとるかということは、引き続き課題なのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても、こういう眺望地点からの見え方については丁寧に指導していくというのは今後も変わらないのかなと思っています。

【西村会長】

どうぞ、どうぞ。お願いします。

【大江副会長】

大変難しい問題で、例えば飯島委員が言われる、高くなってしまうと、遠くのほうの眺望が悪くなって、圧迫感が大きくなるというのはよくわかるんですけども、もし高さだけ抑えても、容積というのがありますよね。容積が大きいままで高さを抑えるとどうなるかという、下のほうがどんどん膨らんで、今度は遠くから見たときは軽くなるけれど、近くに行ったときに圧迫感が大きくなってしまうから、それも抑えつつやるためには、高さを抑えると同時に容積も縮小しないと無理なので、そこまでできるかということになります。それももちろん検討していいと思うんですけど、この委員会だけでは、なかなか難しい問題なのかなと、いつも思っているんです。

【西村会長】

悩ましい問題ですけども、具体的に今の状況だと、容積は一つの都市計画上の権利なので、そこを抑えるということはなかなか難しいということになると、ある一定の容積の中で高さや形態とで周辺に対する景観がどううまいものになるのかというのを景観アドバイザーと一緒に議論してもらっているという形ですよ。

【印出井景観・都市計画課長】

よろしいでしょうか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

大江先生がおっしゃるとおり、都市計画で高さを決めると、逆に、今、大江先生がおっしゃったような容積を使うという方向感になって、外構周りが非常に圧迫感を受けるところもある。悩ましい中で、どう調和するかというのは、アドバイザーの先生なんかの助言もいただきながら、今後とも進めていくのかなというふうに思っています。

【西村会長】

どうぞ。

【飯島委員】

ちょっとしつこいようですが、やはり容積率の問題があるのは、本当にもう容積率をいっぱいいっぱい使うというか、そういう経済活動もあるわけですから、それを全部否定することはもちろんできませんけれども、やはり景観の面からということで強く言える場だと思うんですね、ここは。ですからやはりそういう点でどうなんだろうかという、そういう問題点をどんどん提起、発信していくということ、それをしないと、もうどんどん本当に追いやられてしまう。景観が追いやられてしまう。そういう状況に今あると思うんですよ、実際問題として。ですから、その点は強く発信していける、そういう場でありたいなというふうに思っているところから、ちょっと強く申し上げたいんです。

【西村会長】

ありがとうございます。景観のことを大事にするのは、この審議会の役割ですから、ぜひいろいろな議論を高めていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【樋口委員】

これを詳しく見たわけではないんですけれども、千代田区の無電柱化というのは一体どうなっているのでしょうか。景観という面からもあるし、それから、さきの台風で千葉で大変な被害を受けたのは電柱が倒れてでしたね。その被害を防止するためにも、やはり無電柱化というのをどのように千代田区では進めているのか。また、非常に予算がかかるものだと思うのですが、大体どのぐらいの、何%ぐらいの予算を割り当てていっているのか、教えてください。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

細部は、ちょっと具体的な予算の状況については今手元に数字がないので、また改めてお答えしたいというふうに思います。

景観計画の中では、冒頭、景観形成の議論の中でさまざまな目標を掲げているところがございます。その中では、当然、公共施設、道路という公共施設に対する景観形成の向上というところも一つ、要素として入っているのかなというふうに思っています。ただ、景観計画の役割というのは、建築計画やさまざまな都市基盤の整備における一つの指導のガイドラインということになっておりますので、ここの中では少し、無電柱化との関係でいうと、理念的なものにとどまっているのかなというふうに思います。

一方で、さまざまな都市づくり、都市計画のビジョン、マスタープランを今ちょうど変更して、都市計画マスタープランの改定をしていますけれども、その中ではご指摘のように無電柱化を推進するという考え方、方向感というのは示されているところでございます。

ただ、無電柱化というのも実はなかなか難しく、国道や都道のような広い幅員の道路であれば比較的、工事についても実現可能性が高いというのが一つ。

それからもう一点は、区道というのは、生活道路であるということもあって幅員が狭い

と。幅員が狭いので工事の技術的な課題があるというのも一つ大きな視点としてあるんですけれども、皆さんが日常で使われる道路であるがゆえに、長期間にわたって無電柱化の工事をする事についての、実は地域での合意形成というところについても、なかなか容易ではないところがございます。

そういったこともありまして、千代田区において国道、都道の無電柱化非常に進んでいるわけですが、幅員が狭い区道では、技術的な面と地域の皆さんの生活にご迷惑をおかけするという面、それからご指摘のとおり予算もかかるという面でなかなか進んでいないというような形になっています。

ただ一つ、景観面とか防災面という意味でいうと、耐震性の問題と、今回のような風とか台風という面で非常に無電柱化の効用、ちょっと逆の面もあるようなご指摘もあるんですけれども、それは十分認識していますので、それについては推進する方向で、先ほどの都市計画マスタープランでも考えているというところがございます。

すみません。ちょっと具体的なデータのほうは後ほど改めて調べてお答え申し上げます。

【松本環境まちづくり部長】

ちょっと補足をさせていただきますと、千代田区で現在は区内の五つの通りで電線類の地中化をしております。工事を今実施中でございます。既に完了したものは別にありますけれども。

金額的に言えば、今年度の当初予算で約8億円ぐらいの予算をかけております。区の全体の予算規模というのは700億ぐらいですから、その1%強というような形になっております。

今事務局からもご説明がありましたとおり、地中化するためにはまさに本当に一カ所でも5年、6年とか、長期間かかるという非常に大変な工事で、地元にとっても、特に商売をやられている方などは、その間ずっといろいろな工事が続くというようなことで、なかなか思うようにいかないというような状況でございますが、本当はできるだけ、細い道ほど電柱が立っていると邪魔なので、どんどん進めたいんですけれども、先ほど申したように、どうしても歩道上に一定の機器を置かなければいけないというような、どうしてもそういう内容になっていますので、狭い道ほどなかなか実施するのが難しいというような状況で、私もちょっと苦慮しているようなところでございます。

【西村会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

少なくともこの計画の地域の一つのビジョンとしては、そういうものはうたえるわけですよ。そして、具体的には公共事業の側のマスタープランで対応してもらおうという役割分担になろうかというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、重松委員お願いします。

【重松委員】

不動産協会の重松です。

今回、デジタルサイネージ等というところで記載が加わっていると思います。本体のほうの81ページに記載されているように、一方で有用性も認めつつというところだと思うんですが、新しい技術というのはアンコントロールな中でこれが普及してしまうと大変問題であるということだと理解していますが、逆にコントロールされた状態の中では有

効に活用していくという考え方も、その有用性からは必要なのではないかと思います。

ほかの区でも景観形成指針から見直して、大型ビジョンないしはデジタルサイネージに正面から向き合いながら実現している事例も承知しておりますが、特に、逆に旧美観地区のようなコントロールされているところこそ、原則できないと書かれてしまうと、ガイドラインでどのようになっていくかというところに期待するというのが、ちょっと議論の余地が削減されてしまうのかなというふうに思いますので、ガイドラインのほうはこれから検討されていくということですので、表現の仕方といいますか、その有用性の効果みたいなところも言及した上で記載いただけるとありがたいなと思っています。

特にイベント時等も含めて、乱立するとよくないんだとは思いますが、にぎわいという面ではプロジェクションマッピングとか、別の規定もありますけれども、そういった特例なんかも出てきている中では、有用性も考慮したコントロールの仕方みたいなものを議論できればいいのではないかと思います。

ちょっと関連する、質問も含めてなんですが、102ページ推進体制の中で、景観整備機構ないしは景観まちづくり協議会との連携ということで、景観法に基づく機構の指定とか、あとはそれと連携しながらやっていきますよというような記載があるので、これはもしかしたら原則は景観計画なんだけれど、地域と一体で検討していくものはその限りではないという読み方に、積極的に読むと、そうも見えるのかなという気がします。その辺、地域とどういうふうに連携しながら、全体はこうだけれど、個々の地域ではこうだよ、要は適切にコントロールできればいいという話だと思うんですけども、この辺が表現できるように工夫していただけるとありがたいなと思っています。

最後に、長くなってすみません、81ページに戻りまして、これは前回もあって、意見し忘れてしまって申し訳なかったんですが、大規模建築物等の建築物に係る景観形成基準の屋上に設置しないというのは、もともと条例でもあると思うんですけども、ビル名の文字などの表示、壁面広告物高さ3メートル以下というところは、今は壁面でビル名の表示、社名の表示、それが事実上ある部分もあるかなと思いましたので、現在のものが読み取れるような記載という意味では、原則的な、というのがあっていいのではないかなと思いましたが、私の勉強不足だったらすみません。

以上です。

【西村会長】

屋外広告物に関して何点かありますが、お願いします

【印出井景観・都市計画課長】

ありがとうございます。

前半のデジタルサイネージなんですけれども、そもそも屋外広告物が禁止になっている旧美観地区においては、特に千代田区の場合には、まさに地域でコントロールして、ある程度、一定の運用体制が整った中で、それをクリアして出てくるという仕組みが現状でもあるので、禁止地域であるけれども、そういったフィルターを通して、しっかりとチェックされているということ踏まえたときに、デジタルサイネージはどうかというところなのかなというふうに思っています。

その辺りは、やはりデジタルサイネージのさまざまな影響も踏まえて、そういった検討体制が通常の屋外広告物と同様に、基準等も含めてしっかりとしたものになっているかどうか、みたいなところも確認しつつ、場合によっては、手順として煩雑になってしまうかもしれませんが、地域によるフィルターと、あと我々のアドバイザーによる二重の

チェックとか。

デジタルサイネージという技術は非常にさまざまな見方もあると、それからなかなか景観の面で難しいんですけども、音の問題が実は非常に大きくて、その辺をどうしていいかなというの、まさにちょっとガイドラインの中で詰めていくしかないかなというふうに思っています。

一方で、やはりユニバーサルなサインという意味合いとか災害時とかということを見ると、デジタルサイネージの有用性についても、我々としても認識しているので、少し悩ましい書き振りになっているというところでご理解いただきたいと思います。

途中いただいた地域についても、まさにそういった体制が整うのであれば、みたいなことを考えて入るということでございます。

それから、あとビルのほうなんですけれども、81ページの四つのポツ目の自社ビル名とかではなくて。

【重松委員】

自社ビル名ですね。

【印出井景観・都市計画課長】

というようにところで、ここの中で対応できるのかなというふうには思うんですけども。また、確かに既存の不適合というか、既存の基準と合わないものとのバランスをあまりに失するというところがもしあるとすれば、その辺りの運用も考えなければいけないかなというふうには思っていますけれども、そういう理解しております。

【大江副会長】

質問なんですけど。

【西村会長】

どうぞ。

【大江副会長】

デジタルサイネージというのはあれですか、目まぐるしく動くのはそうだけれども、例えば静止画が時々切りかわる、ああいうのはデジタルサイネージには入らないんでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

それも含めてデジタルサイネージというふうに。いわゆる電光掲示板というんでしょうか。

【大江副会長】

一括して全部だめとか、いいとか、言わないほうがいいのかな。例えば静止画が10秒とか15秒ぐらいで切りかわる、それと常に目まぐるしく変わるものでは随分、迷惑さが違うような気がするんですけど。

【印出井景観・都市計画課長】

まさに今、大江委員がおっしゃられたとおりで、ただ、要は、全く今の屋外広告物とイ

コールで対応しているのかどうかということについては、そういう静的な使い方とは異なるような使い方の想定が容易にできるので、その辺りも含めて、ここに項目を落として、今、不動産協会さんのほうからも指摘がありましたように、具体の運用については、もうちょっと時間をかけて、その間に技術の進歩もあるかなと思いますし。

【大江副会長】

もうちょっと細かくですね。

【印出井景観・都市計画課長】

ちょっと1年ほど置いて、屋外広告物ガイドラインの中で示していきたい。今は計画の中で一つの、少し課題になっているものとして柱立てをしているというふうにご理解を賜ればというふうに思います。

【大江副会長】

ちょっと関係ないかもしれないんですけど、しかも千代田区でそれがあのかどうか知らないんですけど、音の問題で、大きいトラックにスクリーンがついていて、すごい音が出て、広告で動いていくの。あれは何にもひっかからないんでしょうか。千代田区にはそんなのいいんですか。あれこそ、すごい迷惑。

【印出井景観・都市計画課長】

ちょっと正確かどうか。ナンバーの登録の自治体でもって、屋外広告物として取り扱おうと、そのように認識しております。屋外広告物にはなるということかなと思います。

【西村会長】

はい、どうぞ。

【鈴木委員】

デジタルサイネージについてなんですが、81ページの誘導指針のボックスの中では、低層部に設置する場合も設置規模には配慮し、できる限り小さいものにとすると。これは区全域を対象とする記述という理解でよろしいんですか。

そうしますと、例えば秋葉原のほうであるとか、積極的にサイネージを利用したいというような声も出てくると思うんですね。そうすると何か、1番目のポツだと、原則とか、そういう例外も想定されるような記述になっているんですけど、一番下の部分は全てという表現になっているので、何か少し、その辺りの記述が、何か、こういう条件では認められるということがある程度想定されるような書き方になっているかというのは、チェックしたほうがいいのではないかなというふうには思いますが。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

今の鈴木委員のご指摘について、皆さん、大方ご理解いただいているようであれば、例えば地域特性に応じて、みたいな形で記載しながら、すみません、宿題を先送りするよう

ですけれども、具体的な運用については屋外広告物ガイドラインの中で、もう少し決めていくと。

確かにこれも内部で議論があったところで、秋葉原みたいな地域特性、逆に言うとそういったデジタルサイネージを積極的に活用するような部分もあるのかなというふうには思っているんですけれども、ただ一方で、やはり我々も都市活動と生活との調和という中で、両方に目配りしたときにこういう表現になっているので、地域特性、地域特性というのは大きな街区、大きな出張所地域ではなくて、もう少しきめ細かいような形で考えられるような、そういう方向性を整理するような記載をするということで、ちょっと会長とも相談しながら、修正させていただければというふうに思います。

【西村会長】

はい、どうぞ。

【鈴木委員】

そのほかのところなんですけれど、こちらは景観計画ということになると、細かい、もしガイドラインができたなら、それに応じて運用を変えていくということであれば、ある程度その、のりしろが見えるような書き方にしておかないと、細かいところもあれですよ、変更があった場合には修正をかけて、都景審にもかけてという手続を踏まなければいけないので、そういう意味では、この辺りの記述は少し、ガイドラインである程度、判断できるような、そういう許容できるような書き方を心がけるべきかなというふうに思います。

【西村会長】

ありがとうございます。それはそれで、そういう予定ですよ。

【印出井景観・都市計画課長】

今の議論の流れからすると、大方そういうご意見なのかなということ踏まえて、今ご指摘があった、そのほかの点についても、もう一度点検させていただきながら、若干の、のりしろが見えるような形にする必要があるところについては、また会長と相談させていただいて修正させていただければと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

確認ですけれども、屋外広告物景観ガイドラインを来年度つくるわけなんですけれども、それはこの審議会の中でもいろいろなご意見を伺ったりするような場はあるわけですよ。どうですか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局です。

まさに来年、いろいろお仕事が増えて申し訳ないんですけれども、屋外広告物ガイドラインについても、ある程度まとまった段階で、ご審議いただくというふうに考えております。

【西村会長】

ということなので、また細かい中身に関してはその段階で、事務局のそういう準備ができた段階で、もう一度議論をさせていただくということにしたいと。恐らくその中には、今あったデジタルサイネージだけではなくて、大規模イベントのときにどうするかというようなものですね。東京オリンピックのときに何か、やはり全然違う状況の中ではそれなりににぎやかさを演出するということも必要でしょうから、そういうときに関しても例外的に認められるような工夫も必要だと思いますので、それもガイドラインの中でうまく考えていきたいと思いますが、よろしいですかね、それで。

それ以外の点で何かありますでしょうか。

はい、どうぞ飯島委員。飯島委員から、まず言ってください。その後、坂本委員です。

【飯島委員】

74ページの景観まちづくり重要物件の問題なんですけど、個人でお持ち、所有者が個人という場合には非常に保存と維持が大変ということで。先ほど相続税の優遇税制ということに触れましたけれども、非常に大事なことだと思うんですね。やはり個人でお持ちの場合には、それを何とか維持しようというときに、保存というだけでなく、それを活用していけるような、何かそういう方向性も区が協力して考えていくということも必要なのではないかなというふうに思っているんですね。活用した場合に、そこが一つの観光資源になることも考えられます。

やはり個人の方が、ずっと保存したいなという気持ちがありながら、経済的な問題で壊さなければいけなくなったりということが非常に多くて、それは非常に残念なことなので、そこら辺の区の体制というんですかね、そういうものもぜひ強化していただきたいなというふうに思っていますね。所有者は保存に努めるという短い言葉だけで片づけてしまうというのは、これではなかなか個人の方はもう持ちこたえられない。また企業にとっても、今、九段会館が一部保存ということでやっていますが、非常に時間もお金もかかる大変なことだと思うんですね。

それでもやはり、景観の中で重要な位置づけを占めているものについては、ある程度の、何というんでしょう、配慮というか、区のほうも協力ということで、ぜひ強化していただきたいなと思います。そこら辺のところももうちょっと強力につけ加えられないかなというふうに思います。

そうしないと、元ここにはこういうものがありましたという札ばかりになってしまう。そういうことでは非常に残念だと思うんですね。壊したものはもう取り戻せないのだから。ぜひその点も考えていただきたいと思います。

【西村会長】

はい、どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

今の飯島委員のご指摘なんですけれども、実は景観審の学識の先生方による小委員会の中でも同様の議論があったかなというふうに思います。前回、たしか中津先生からご指摘があったかなと。

74ページの項目の四角の一番上の行ですね、景観上重要であると認められる建築物や工作物、また区民の活動により景観まちづくりに寄与している建築物という形で、建物だけではなくて、活動も含めて景観的にどうなのかという評価をする中で、それに対して改

修について評価すると、改修の対象になるような景観まちづくり重要物件としての評価をするということも一つの方向性としてはあるのだろうと。活用のされ方ということだと思います。それが一点と。

あともう一つは、現存の景観まちづくり重要物件のさらなる活用ということについては、当然、観光や地域活性化というところについては、そういう用途を踏まえて観光担当とも連携しながら進めていくということになるかと思います。そういった我々のほうで支援している改修を通じて、そういう使われ方をしているような例も出てきているようでございますので、それについてはご指摘も踏まえた運用をしていく方向性なのかなということも認識しています。

【飯島委員】

よろしくをお願いします。

【西村会長】

私が補足するのも変ですけども、景観まちづくり重要物件はもともと千代田区の自主条例のもとでの物件だったものですから税制上の優遇措置がつけられなかったわけですが、今回、景観法に準拠する条例になったので、景観重要建造物という、一つ上の箱ですね、74ページの、これにも指定することができて、8. 2. 2. の一番下に赤字で書いてあるように、重複して指定することをやろうと。重複して指定することによって、景観重要建造物の場合は相続税の減免措置などがあるので、今まで自主条例ではなかなかできなかったようなプラスも受けられるというような仕組みにはなるということなんですね。これはまさに景観行政団体になってできるようになった、初めての仕組みだということです。

それでは、坂本委員お願いいたします。

【坂本委員】

美観地域の扱いなんですが、私たちが管理している皇居外苑ですとか宮内庁さんの中ですとか、そういったところは景観的に非常に配慮しなければいけない場所でありまして、一方、大丸有さんみたいなところも別の意味で重要な地域だと思います。今回の計画はそれが一つにまとまっていて同じ扱いになっているので、非常に、正直なところ無理があるというふうに思っております。できれば、緑地のところと都市地域については扱いを分けたほうがいいのではないかという思いもあるんですが、まちづくりガイドラインをこれからつくられるということですので、そういったところの細かい基準といいますか、ガイドラインというのは、しっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

【西村会長】

要望だということですね。

用語そのものは戦前からある、日本で初めての美観地区なものですから、なるべくこれを尊重して、市街地と皇居とが一体に指定していることが戦前からの一つの思想だろうということで、名前を残そうということになっているんですけど、おっしゃるとおり、運用としてはそれぞれかなり違うものなので、そこは重点地区のガイドラインの中で考えるということですよ。

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

若干補足を申し上げますと、個々の建築物なり開発行為なり、さまざまな、例えば道路とか公園の整備なりといったものに注目するということだけではなくて、やはり皇居と大丸有、大丸有と皇居との関係性というところに非常に重要な意味合いがあって、それでもって一体的に美観地区という都市計画の経緯があるのかなというふうに思っておりますので、その連携、相乗、補完関係というのも意識しながら、さらに個々に見たときにどうなのかということについて、何か検討の余地があれば検討させていただくということで、受けとめさせていただくというところで考えております。

【西村会長】

ありがとうございます。ご要望として承って、これからのガイドラインづくりに生かしてもらえればと思います。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、石田委員お願いします。

【石田委員】

区民目線からちょっと一つお願いがあるんですけども、私は秋葉原という、非常に千代田区の中でも特殊な地域に住んでいる住民なんですけれども、今、神田川を挟んで南と北に分かれている地域があるんですね。今、外神田一丁目計画というのが進行しております、その両河岸、川的美観をちょっと私は今考えておまして、こちらの神田地区の、51ページの神田川・日本橋川を風の通る道にする、川沿いの眺めを生かすというところがありますが、まさにこのところを非常に、ぜひ実現していただきたいというのは、神田に行きますと本当に緑が全く少なくなってくるんですね、極端に。

例えば神田川で言えば、お茶の水橋から聖橋まではあるんですけども、それから東側には全く緑がない状況でいるんですけども、その両側を少し美化するという意味でも、川の利便性も考えてみますと、あそこにプロムナードをつくって、例えば桜なり柳なり、川岸に合う植物を植えるということを非常に私は大事だと思うんですね。都心に残された本当に少ない空地であって、そこに緑があるということでもって、人々に非常に安らいでもらえるということがあると思うんです。

それはなぜかといいますと、ちょっと話は違いますが、中央通りも私どもの界隈にあるんですけども、最近ネズミが非常に頻繁に出ておまして、街路樹の中に穴を開けて、それこそこんなに大きなネズミが堂々と歩いている状況があるわけですし、それが今ちょっと問題になっているんですね。区のほうで駆除してもらおうようにして、大分進んでいるようなんですけれども、そういうことは、住んでいる住民のほうにも責任があるわけですし、住民だけでなく飲食店の人たちのごみの出し方から、そういう部分を全部合わせてやると、ちょっと今この場でもって述べる意見ではないかと思っておりますけれども、美観とか景観とかという概念からいうと、それも一つ入ると思うんですね。そういう身近な問題をもとにするという場も必要かと思うんですけども。

中央通りをずっと、新橋から銀座を通して日本橋へ来るたびに思うんですけども、だんだん神田に近づいて来るに従って、まち並みが雑ぱくになってきて、昔と全く変わらないまちになっているわけなんですけれども。日本橋の辺りまでは非常にきれいな、あそこは三井、コレドですかね、あの辺りまでは非常に歩道も広くなって、まち並みも整然とされていて、街路樹もほとんどなくなってきた、そのかわりに植え込みがあって、きれいな通りになっているんですけども、神田に入って、秋葉原に来ると、今度はイチョウ並木が出て

きて、その下に植え込みがあって、穴があって、ネズミが巣をつくるといったことなんです。

それは何とか道路公園課のほうに頼んでやっていただければ済むことなんですけれども、そういうものも、問題として少し取り上げていただいて、根本的にまち並み形成をする、リレーションと、さっき話が出ましたけれども、区をまたいだ、中央区、千代田区という区をまたいだ通りの国道、都道も含んだ通りの統一性というものは、先生はどのようなふうを考えていらっしゃるか、教えていただきたいんですけれども。

全然統一性がなくて。いつも思うんですけれども、どうして中央区の通りはきれいなのか。ごみが一個もないんですよ。ところが、神田に来ると、国道になって、国道か都道なんでしょうけれども、本当に騒がしくなってしまうので。住民のモチベーションの差かもしれないですけれども。

【西村会長】

どうぞ。

【大江副会長】

神田川で思い出したんですけれど、今年の春ごろに秋葉原からずっと神田川沿いに、最初は北側を1キロぐらい歩いて、帰りは今度は南側を歩いたんです。

あの辺は川と道路の間に奥行き狭い建物がたくさん建っていますよね。

【石田委員】

あります、あります。

【大江副会長】

道路から建物越しに水が見えるところはどのぐらいあるかと思って、ずっと歩いていたら、ほとんどなくて、がっかりしました。そして、戻ってきたら、今度は南側に、秋葉原の駅より数百メートルぐらい東にそれをわざわざ見せることを意識してつくったロビーがあるビルが四つぐらいありました。ああいうのがどんどん生まれていけば、すごく固有の景観になる。

あそこは、緑を植える余裕はなかなかないけれど、側を見せるだけで随分特別な、あそこらしい風景がつけられるのではないかなと思います。

【石田委員】

とてもよく見ると、万世橋からちょっと、少し歩いたら昌平橋という橋があるんですが、レンガづくりの旧万世橋駅というのがありまして、その遺構がまだ残っている建造物があるんですね。そこはとてもレンガづくりできれいなところで、そこを生かしたマーチエキュートというのがありまして、その部分でも非常にライトなどがきれいに当たっているところがありまして、その向かい側に、今度は歩道、プロムナードをつくる予定ではいるんですけれども、ぜひそこを少しでも広くとっていただいて、それが、できれば御茶ノ水まで続くようなことになれば、本当に川の美しさが出てくると思うんですけれども、必要だと思うんですね、こういうことは。これは行政へのお願いです。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

今、石田委員からのご指摘のところについては、神田エリアの中でも58、59ページのところで神田川・日本橋川重点地区という形で、東京都の景観計画を引き継ぎながら、こういう方向で頑張っていくよということが書かれていて、まさに58ページの項目別基準という表、3番目の表に項目別基準がありますけれども、配置として、敷地が水辺に接する場合は水辺側に緑や空地、街路樹、寺社の緑をとというところで、景観指導の方向性としては、そういう形で引き続き指導していくと。

ただ、要は水辺沿いの街区が非常に薄いという中で、先ほどの問題とも関わるんですけども、容積の問題もあって、なかなかちょっと現実には。また、あとは機能更新が進んでいないという状況もある中で、水辺に対しての意識を高める中で、今後、神田川に向けた建物づくり、あるいは周辺の環境整備というところについては、息長く指導していくところかというふうに思います。

そういった指導をしていく上では、景観の部分と都市計画、例えば拠点整備の中でそういうものを合わせながら進めていく必要があるのかなというふうに思っています。ちょっと私は景観と都市計画の両方の担当なので、今、若干補足させていただきました。

それからあと、もう一点のネズミも含めた話なんですけれども、7ページのところなんですけれども、景観計画というところで、幅広く、会長がおっしゃったように、例えば屋外広告物や道路上の看板等も含めて、広い意味では景観の阻害要因かなということで、7ページに書いてございますように、そのほかの計画、例えば7ページの下のほうの整合・連携というところで、右側に幾つか部門別計画を書いておりますけれども、下から2番目、千代田区生活環境条例というように、この辺りについては、ポイ捨てだとか路上喫煙とかを禁止する条例ですけれども、そういった視点も念頭には置いていると、そこにいかに実効性を持たせるかということなのかなと思いますので、全体の中では問題意識としては持っているというふうに認識していますが、まだまだこれからと。

それからあと、中央区と千代田区については、都市計画や道路整備の中でも、これまでたびたびご指摘をいただいているところがございますので、それについてはちょっと引き続き、計画面あるいは事業面でも承って、頑張らせていただくということになるかなと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。いろいろな要望が出た部分に関しては、ここで扱える部分は限られますけれど、ほかの部局にもいろいろ言っていただいて、住んでいらっしゃる方にとっては全てが関わるわけですから、景観に関係ないから全て関係ないということではなくて、連携をとっていただきたいというふうに思います。

何かありますか。

はい、どうぞ。

【鈴木委員】

先ほどの石田さんのご意見とも関連するんですけども、日本橋川のほうなんですけど、高速道路の地下化のために準備が進んでいて、例えば震災の復興橋梁の橋を、多分、工事のために取り壊さなければいけない可能性とかも出てきている。そういった中で、中央区側と千代田区側の連携というのがどのように進んでいるのか。右岸側では、千代田区側ではかなり規模の大きな開発が行われていますし、渋沢栄一の銅像があったりとか、これか

らまたものすごく注目を浴びるであろう場所だと思うんですね。ところが、何か話を聞いていると、なかなか常盤橋も、あれは史跡でしたか、文化財のほうの常盤橋と、震災の復興橋梁の景観まちづくり物件のほうの常盤橋、それは一体ではあまり考えられていないような状況も生じていて、何か外濠のように区をまたいでちゃんと連携する必要があると思うんですが、そういった取組というのは今行われているのでしょうか。

【西村座長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

一つ、計画の中では102ページに書いてあるように、隣接区との連携についてはうたっている。その具体の事例が今、鈴木委員のおっしゃられたような外濠が外濠3区で、港区、新宿区、千代田区が連携して共通のガイドラインをつくり、今も継続して情報交換していますけれども、それについて、今、具体的に、例えば中央区さんとの間でいうと、日本橋川、それから中央区さんの景観でいうと日本銀行、こちらの区側でいうと石の常盤橋と復興橋梁の常盤橋。それから、新たな景観形成という意味で、常盤橋周辺の開発という意味では、おっしゃるように、非常に、首都高速がなくなった時点で、東京の景観形成の中で非常に重要なポイントになる可能性がありますので、また景観審でのご議論もいただきながら、そういった部分で、ここに（仮称）広域景観協議会というものが書いてありますが、これは（仮称）広域景観協議会というのは、具体的に言うと外濠だったら外濠3区連携みたいな話なので、中央区さんとの連携のテーブルが設けられるのかどうかということについては少し宿題として受けとめさせていただいて、ただ、方向感としては、こういう意識は計画の中でありますよというところで、ここに置かせていただくということでございます。

【鈴木委員】

ぜひ河川の管理者である東京都と、首都高速と、中央、それと千代田で連携して、景観について議論するような場を設けていただけたらなというふうに思います。

【西村会長】

これこそまさに景観協議会の一番いい応用問題になりそうなので、また先ほどありましたように、渋沢栄一の銅像が聖地になるかもしれないので、ぜひそこで。

【印出井景観・都市計画課長】

ちょっと今の西村会長のご意見ですが、外濠というのはどちらかという行政間の話なんですけれども、103ページのほうの景観まちづくり協議会というのは、例えば、要は首都高とか、そういったものを引っ張り込むというようなところが一つあるんだろうなど。難しい課題に対して、少なくとも関係の当事者さんたちと一緒にテーブルに着くということはあると思うので、102ページのほうの連携だけではなくて、103ページのほうの協議会、法に基づく協議会の可能性についても検討していく必要があるのかなというふうに思います。

【西村会長】

ぜひお願いしたいと思います。それが景観法15条の、まさに目的なので、お願いしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

三友委員、お願いします。

【三友委員】

日本大学の三友です。

資料1-1で第13章が101ページからございまして、その後に、参考資料1と参考資料2と続いているかと思うのですが、その辺りについて、ご質問がございまして。

参考資料1というのは、恐らく全体を通した中での参考資料という位置づけだというふうに認識しているんですが、例えばその前の13章のところに景観アドバイザー制度のようなものが出てくるんですが、その辺りがこの表に載っていないのは、参考資料1のほうの表は根拠法があるような制度について載せているという認識というか、理解でよろしいですか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

一つは、景観形成をしていく上での都市計画あるいはそれに準じるような制度を少し整理したというところで、現行の区の景観行政の運用の部分についてはここに記載していないということでございますので、何か意図があってということではないので、そういう形で、いわゆる景観アドバイザーの助言もいただきながら課題を解決していくということであれば、こちらのほうに整理するというのも十分可能なのかなというふうに思います。

【三友委員】

ありがとうございます。

13章と参考資料1というのは、これをご覧になる方がとても関心のあるところだと思いますので、整理の仕方をうまくしていただけたらということと。

関連しまして、参考資料1と、あと参考資料2の用語集というのがございますが、この辺りの精査というか、整理もしていただければと思っておりまして、似た用語が大変多くございまして、かなり混乱しますので、その辺りも少しくま整理していただけるとよいかなと思いました。

以上です。

【西村会長】

では、それは精査していただくと。こちらにも景観アドバイザーは書いていないけれど、その辺りはまた精査していただくことをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

小野委員、お願いします。

【小野委員】

資料1-1の14ページを見ると、「水辺と緑の自然を守り、活かす」ということで、大きな自然、小さな自然、それから環境負荷の軽減に配慮した景観形成ということで、や

はり緑のことが書いてあります。

ここもある程度網羅するために、多分この74ページの下にあります景観法の景観重要樹木というのがあるのかなと思うんですけども、ちょっとここについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

74ページの景観重要樹木というのは、もちろん14ページに示されているような、まちなかの小さな自然というところとも関わってくるのかなというふうに思うんですけども、やはり非常に千代田区の中でかなりランドマークになっているようなものを、ある程度えりすぐって選ぶということになってくるかと思います。ですので、小さな自然を育てるという取組の中でも、とりわけそうした顕著なものについて一つ、建物であれば景観まちづくり重要物件で指定するような、そういった樹木になってくるのかなと思います。

でも、必ずしも周辺の敷地の状況を踏まえて、なかなか大きく伸び伸びと、シンボルのように育つ木というのもないような状況の中で、小さな自然を育てることも大事ですよというようにところで、こういった指定をしているので、長い目で見ると、こういう取組が、こうした指定樹木につながる可能性はあるのかなというふうに思っております。

【西村会長】

よろしいですか。どうぞ。

【小野委員】

ありがとうございます。

本当に緑が、神田地区などは緑が大変少ないということで、貴重な緑をいかに生かしていくかということで大切かなと思いました。

ということは、これから具体的にどの樹木をそういうふうに指定していくかということも含めて、どういうものを決めていくことですよ。緑の基本計画とも連動しているという捉え方でよろしいですか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

よろしいでしょうか。

緑の基本計画との連携というのも当然あるかなと思います。ただ、現状、ご指摘のとおり、新しい景観法に基づく制度の中で景観重要樹木というのは指定しておりません。そのほか、天然記念物になっているような樹木というのもある中で、この辺りをどういうふうに指定していくのかということのも、具体的な運用の中で計画からさらに一步進んだガイドラインも含めて少しご議論いただく、考え方もご議論いただくということと、現実に指定する段には、当然この審議会並びにアドバイザーのほうにもご相談いただきながら指定していくということになるかなと思います。

【西村会長】

よろしいでしょうか。
これに関しては相続税の減免措置というのもあるので。
もともとの景観法の趣旨は。

【印出井景観・都市計画課長】

樹木はないです。

【西村会長】

樹木の土地を指定すればできるはずですけどね。

【印出井景観・都市計画課長】

それは確認します。建物のほうは確認したんですけれども、ちょっと樹木については未確認です。

【西村会長】

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
随分たくさん意見を出していただきまして、今まで不明だったところも随分明らかになったのではないかと思います。
また、先ほどのデジタルサイネージなど、少し手を表現に加えたほうがいいところも若干ありますので、申し訳ありませんが、それに関しては座長一任ということでよろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

ありがとうございます。それでは、その結果に関しましては委員の皆様方にも後ほどご報告するというので進めたいというふうに思います。

4. その他

【西村会長】

それでは最後に、4、その他とありますけれども、何か事務局のほうからありますでしょうか。どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。
その他としましては、先ほどスケジュールでお話しさせていただきましたが、今回いただいたご意見、大きく構成を変更するというようなご意見ではなくて、今会長に整理していただいたように、若干補足するところは会長にご一任いただきながら、事務局で作業を進めさせていただいて、それを素案として、パブリックコメントを10月下旬からさせていただき、11月上旬には公聴会もしていく。そこでいただいたご意見や、今後、

地域などからヒアリングでいただいたご意見も踏まえて、整理して取りまとめて、12月の、今予定していますのが20日金曜日、午前10時から景観審議会を開催させていただいて、パブコメ等でいただいたご意見を反映させながら、素案を景観審の案としていくということで、お願いしたいというふうに思っております。改めまして正式にご通知を、1カ月前ほどになりましたらご通知を申し上げますけれども、そういう形でお願いしたいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

【西村会長】

ありがとうございます。

ということで、今回は12月20日の午前10時からということで、そのときには、今もありましたように、パブリックコメントのまさにコメントと、地域でのコメントも含めて、ここにもう一回出てきますので、それをどういう形で、若干改定する必要があるら改定するという最終的な議論をするということになります。よろしくお願いしたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。ほかに何か、ご意見はよろしいですか。

それではこれで、本日の会議を終わらせていただきたいと思います。長時間ありがとうございました。